

令和4年度第1回千代田区いじめ問題調査委員会 会議録

令和4年4月14日 午後6時30分開会

千代田区役所4階 404会議室

小川国際平和・男女平等人権課長 本日は、御多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。国際平和・男女平等人権課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。令和2年5月4日から令和4年5月9日が今回の委員の任期ですが、その中で本日は初回ということで、形式的で誠に恐縮ですけれども、新しい委員長が選任されるまでの間、私が議事を進めさせていただきます。なお、本委員会は、具体的な事例に関する事項を除き公開としております。議事録作成のために録音機を置かせていただいておりますので、御了承ください。議事録作成に当たっては、委員の皆様にご確認を御依頼いたしますので、御協力をお願いいたします。

次第・資料確認

1. 委員長選出

2. 報告

(1) 区長懇談会の報告

(2) 令和3年度 いじめへの対応 資料1

(3) 千代田区立学校 不登校出現率について 資料2

(4) 事例について

3. その他

それでは、議事に先立ちまして、異動がございましたので、文化スポーツ担当部長の新任の恩田から一言御挨拶いたします。

恩田文化スポーツ担当部長 4月1日付で文化スポーツ担当部長を拝命しました恩田浩行と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

小川課長 それでは、議事に入ります。
委員長及び委員長の職務代理者となる副委員長の選出をいたします。
委員長は互選で、副委員長は委員長の指名によるとされておりますので、前回の委員長でもございました榊原委員が適任と存じますが、よろしいでしょうか。委員長は榊原委員をお願いしまして、副委員長について、榊原委員長から御指名ということになります。

榊原委員長 前の続きと言っておかしいのですが、渡辺委員に続けていただければと思います。

小川課長 それでは、渡辺委員をお願いいたします。形式的で申し訳ございません。
それでは、ここからは榊原委員長をお願いいたします。

榊原委員長 委員会の次第の報告事項ですが、個人情報が入っているものについては、内容について載せずに、実際の議題としてそれが話し合われたという記録だけ残すということで、それが1番と4番に当たるということですので、一応御了承いただきたいと思います。

報告（１）区長懇談会の報告について 非公開

山本指導課長

それでは、「いじめへの対応、令和３年度」ということで御報告をお願いいたします。ポイントだけで、あまり細かいところはよろしいと思いますが、どういう傾向があったかということで御報告をいただければと思います。

お手元に資料１、令和３年度はいじめへの対応ということで配付をさせていただきました。

今、お話がありましたとおり、資料を見ていただいて、概略のみを説明させていただきます。

１番の千代田区立学校におけるいじめの（１）経年変化ということで、平成２９年度から令和３年度までの小学校、中学校です。中学校というところには、中等教育学校の前期課程も含まれます。中等教育学校の後期課程、いわゆる高校部分も表の中に入っております。その一覧表を記載させていただいております。

令和３年度を見ていただきますと、小学校においては１４件、中学校、中等教育学校前期課程で８件、中等教育学校後期課程で０件、計２２件となっております。

括弧内がそのうちの解決したケースということで、これは速報値ということになっております。近々で小学校９件となっておりますけれども、１０件になりましたので、ここについては、口頭にて御報告をさせていただきます。中学校の解決が５件、総計で解決が１５件となります。

解決というところに関しましては、その下に３行で記載させていただいておりますけれども、いじめに係る行為がやんでいる状態が相当の期間、これを３か月と目安としておりますが、３か月間を目安として継続していることです。

そして、被害児童等が心身の苦痛を感じていないこととなっていて、謝罪をしたから解決をしたというような安易な解決としないようにしております。

特徴です。認知件数につきましては、令和２年度と比較いたしますと、小学校は１３件の減少、中学校は４件の増加となっております。

いじめ発見のきっかけです。これは複数回答となっております。一番多いものが当該児童生徒の保護者からの訴えが１２件、本人からの訴えが１０件となっております。

（２）いじめの態様について、こちらも複数回答となっております。一番多いものが冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われるということが１５件、激しくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする件が７件となっております。

（３）加害児童・生徒への特別な対応も複数回答です。保護者への報告が１７件、被害者や保護者への謝罪指導が１４件、以下、８件、３件と続いております。

裏面を御覧ください。（４）被害児童・生徒への特別な対応ということで、こちらも複数回答です。別室を提供したり、常時教職員がついたりするなどの安全の確保が１１件、教育委員会と連携した対応が８件となっております。

大きな２番といたしましては、千代田区はいじめの未然防止、早期発見・早期対応の具体例の一覧ということで、教育委員会としてこんな事業を展開していますというこ

ろをお示しさせていただいております。

一番上の段、外部人材や専門家の活用というところで、六つの事例を挙げさせていただいております。

真ん中のところ、教育委員会の取組ということで四つ、各学校の取組というところで六つの取組を紹介させていただいております。

簡単ではありますが、説明は以上となります。

榑原委員長

ありがとうございました。

委員の方から御質問はございますか。星野委員、どうぞ。

星野委員

御報告をありがとうございます。

上のいじめの解消の定義のところなのですけれども、被害児童などが心身の苦痛を感じていないことなのですが、これを口頭で聞いたものなのか、文書で見たものなのでしょうか。

榑原委員長

心身の苦痛を感じていないことというのは、どうやって確認しているのですかという御質問だと思います。

星野委員

そうです。

山本指導課長

基本的には口頭での聞き取りがメインになろうかと思います。ただ、アンケート等も定期的に行っておりますので、そちらからも把握はできていると思っております。

星野委員

そういうことは、誰が生徒さんに聞くのですか。校長先生とか、保護者の方ですか。

山本指導課長

基本的には学校の教職員、校長だったり、担任だったり、スクールカウンセラーだったりというところで、様々な立場の者がおりますので、そういった学校の教職員が確認をするということになります。

ただ、ここには保護者にもどうですかということで確認を取る作業も行っておりますので、保護者からも大丈夫だというような確認を取らせていただいております。

星野委員

分かりました。

あともう一つ、質問があるのでございますけれども、(3)なのですが、警察などの刑事司法機関などと連携して対応が3件とあるのでございますけれども、これは具体的にどうなのですか。具体例をあまり示せないかもしれませんが。

榑原委員長

個人情報が出なければいいと思います。

山本指導課長

警察等との連携ということに関しましては、当該児童または生徒がけがをしてしまったところで、例えば保護者の方などから警察への連絡、情報提供が行ったというよう

なことです。

星野委員 例えば上の（２）の激しくぶつかられた７件のうちの１件とか、そんな感じですか。

山本指導課長 おっしゃるとおりです。

星野委員 ７件のうちの３件が警察ということでしょうか。

榊原委員長 金品の場合もあると思います。

星野委員 大変大事な案件だと思ひまして、それで質問した次第です。

榊原委員長 ほかの委員はありますか。渡辺副委員長、どうぞ。

渡辺副委員長 今の星野委員と重なるところがあるのですけれども、解消の定義というのがすごく大事だと思います。いじめに関わる行為がやんでいるという状態が相当の期間、例えば３か月を継続しているということをどのような調査、アンケートで測られているのかアセスメントについて教えてください。先ほどの心身の苦痛を感じていませんかということは、何回聞いても、「感じていません」と言うかもしれないわけですが、本当に感じていないかどうかというのはどう調査をされたのでしょうか。心理学が専門ですので、もう少し詳しく教えていただけると勉強になります。

山本指導課長 先ほど申し上げたとおり、当該の児童生徒にも口頭での聞き取りとか、アンケート調査等で確認をさせていただきますし、それで自分の思いや本心が学校の教職員には伝えられない児童生徒もいるかもしれません。そういったときにも、先ほども申し上げたとおり、保護者にも確認をさせていただいております。
例えばそのお子さんが保護者には自分の思いを伝えられる。子供は教員に言えないので、大丈夫ですという話があったとしても、保護者の方からも確認をして、まだですということがあれば、当然解消ということにしておりません。

渡辺副委員長 もう一つは、（３）の加害児童・生徒への特別な対応に「保護者への報告」がありますが、これは特別な対応というカテゴリーに入るというよりは、むしろ当然の手続的な対応であり、このカテゴリーにわざわざ入れるものではないような気がするのですが、どうでしょうか。

山本指導課長 ここに関しましては、毎月、いじめと思われることが発生してから、計画的にその後はどうですかということで報告していただいているものの中に、幾つかの項目の中の一つとして、その項目が入っているところです。

渡辺副委員長 項目が入っているというのは、報告したかどうかのチェックのみですか。謝罪とか、ど

ういうことを対応されたかという具体的な内容や報告の仕方とか、そのような情報がこの報告から理解ができませんでした。

山本指導課長 保護者への報告を誰がしたかとか、どのようにしたかというところについては、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、基本的には学校側からこういったことがありましたということで、担任なのか、管理職なのかというところはケース・バイ・ケースですけれども、学校側から保護者の方に報告をするようなことになります。

星野委員 ただ、今の質問は特別な対応なのでしょうかという意味も含まれていると思うのです。例えば警察は特別な対応な気がしますけれども、保護者への報告は特別なのでしょうかという意味だと思います。

山本指導課長 そこにつきましては、東京都でも行っている調査の中の項目にそれが入っておりますので、区としてもその項目を入れて調査を取っているということになりますので、そのような御認識でいただければと思います。

星野委員 分かりました。

榊原委員長 内藤委員、どうぞ。

内藤委員 このいじめの数値や調査自体にどのような意味があるのか、また、この数字は何を表しているのかということからお話しします。千代田区がいじめが22件という数字をすこし学問的に考えてみましょう。

いじめがこれだけ社会問題化したにもかかわらず、ランダムサンプリングによる全国規模の継続的ないじめ調査はありません。文部科学省で予算を出すべきなのだけでも、残念ながら、いじめの調査はお寒い状況です。

その中でそこそこまじな調査と言われているものは、国立教育政策研究所による、ある広大な地域での20年近くにおよぶ全数調査(<https://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html>)です。このデータが、日本のいじめの状況はこんなものであろうという、だいたいの目安を示しています。基本的にどのぐらいの児童生徒がいじめを体験しているかという、いじめを体験しなかった人がだいたい二割前後といった比率になります。大多数の人はいじめを経験しているのです。

この調査は全国の傾向とだいたい一致していると考えられますので、かなり低く見積もっても、千代田区の児童生徒の大半は、いじめを体験しているはずです。

千代田区の児童生徒の人数は何人ですか。

山本指導課長 児童数でいいますと、3,000強です。

内藤委員 ということは、本来出てくるべきはずの数値としては、少なく見積もっても1,000件

以上は出ていないとおかしいのです。ところが、これが 22 件になっています。報告された 22 件という数値は、いじめの実態を示すものとしては意味のない数値です。そうではなく、この 22 件という数値は、教育委員会がいじめを把握する能力を示す数値になります。

次に、人間を無理にでも集団化して「クラスのまとまり」をつくることを職務と考えている教員や学校関係者が、被害児童生徒の「心身の苦痛を感じていない」と語る言葉をもっていじめ解決の認定基準とすることの問題点についてお話ししましょう。

被害児童生徒が「心身の苦痛を感じていない」と発言するのを聞いていじめ解決の根拠とすることは、「心身の苦痛を感じている」と構造的に言いづらくなっている環境では、きわめて困難です。基本的には、できないといってもよいでしょう。

説明しましょう。普通の先進諸国の人たちが日本の学校を見ると、これは学校ではなく刑務所だとか、軍隊だという感想を述べるぐらい、日本の学校は集団生活、人間の集団化を強制的にやらせ過ぎています。世界の学校と日本の学校を比較しますと、日本の学校は、みんなが心をつににして、クラスが団結していることを強制する傾向が極端なまでに強い場所であるわけです。誰かがいじめ被害の苦痛を訴えて勝手に集団から距離を取り、みんなが心をつにしているはずのまとまりにひびを入れたとみなされた場合、加害者たちではなく被害者の方が「自分勝手」な逸脱者だと感じられるような、特殊な現実感覚が日本の学校の集団生活にはみられます。

自分を痛めつけてあざ笑っている人たち、自分を苦しめて楽しんでいる人たちというのは、実質的には赤の他人であり、敵であり、友だちであるはずがありません。しかし、そのような真っすぐな認識を態度や言動で示すことは、何よりもクラスのまとまりを大切にする学校の集団生活のなかでは、危険をとまねます。クラスの（まとまりの中心であることも多い）加害者たちは友だちではない、赤の他人であり、敵であるということを、みんなが心をつにしなければならないとされている学校の閉鎖空間で口にすること自体が、いじめよりも悪いことと思われかねません。クラスの他人たちによるいじめが「苦痛だ」とはっきり言い続ける被害者は、クラスみんなのまとまりをそこなう「自分勝手」な者として、憎悪の標的にされかねないのです。また、そのような児童生徒は、クラスをまとめることができるかどうかによって指導力があると思ってもらえるかどうかで左右される教員にとっても、都合が悪い、うとましい存在になりかねません。教員が気に入らない児童生徒を指導と称していじめたり、評価と称して不利益扱いをしたりすることは、児童生徒間のいじめと同様、学校ではよくあることです。

このように、日本の集団主義の学校の中では、被害児童生徒がいじめられて苦痛を感じていても、学校関係者に「苦痛だ」と言うことが困難になります。当然、これはいじめが解決したかどうかを判定する基準には使えません。

さらに学校と教育委員会は紛れもない利害当事者でもあります。

重要なことは、A 市の監察課のように、いじめの調査や対処に学校や教育委員会とは別の行政組織があたる仕組みをつくることです。千代田区は立法や行政における日本の中心ともいえる場であり、いきすぎた集団主義の緩和も含めて、子どもの人権を守るための新たなモデルをつくりあげ、日本にいきわたらせるパイオニアの役割を担うと

よいのではないのでしょうか。私はこのような新たなしくみづくりを提案いたします。
以上です。

榑原委員長

ありがとうございました。

内藤委員からとてもきつい御意見ですけれども、実際、原則にはそういうことだと思うのです。学校の中における集団の圧力の中で言えないことがある。今、お聞きしていて、こういうものを一生懸命に集めていらっしゃるのですけれども、出てくるのは氷山の一角であることは間違いありません。

そうすると、どうしたらいいかというのですけれども、制度なのだと思うのです。例えば一番簡単なことは、被害児童等が心身の苦痛を感じていないことはどうやって確認するのですかという星野委員から意見がありました。

そういうことをするのは、学校、教育委員会とは利害関係のない人がやるということです。これはお金とか、人事のことがありますけれども、できないことはないのです。そういう形の人で聞くような仕組みをつくる。学校、教育委員会とは全く利害関係のない人が聞く。オンブズマン的な形の人に本人がそれを言っても怖くはない環境の中で言うということが必要だと思います。

一朝一夕に変わるものではないのですが、内藤委員が言われたことというのは、理論的にはそういうことです。学問的という言い方をされましたが、その辺のことは、実際に教育委員会とか、いじめに関わる区の職員の方は、今の形は理想的ではないということを知っていただく必要はあると思います。

あとは、教職員、特に小学校の場合には、担任の先生というのは、ある意味で生徒との間に担任からして強い思い入れがあるわけです。私の生徒ということで、これが時に悪さをすることがあると思うのです。私の発達障害とか、心理の問題でそういう人をたくさん見ているのです。

ある小学校の子供は、教員の言うことを聞かなくなって、かなりきつく叱られて不登校になった子も来ていました。その親が教員になぜうちの子供をきつく叱るのですかと言ったときに、そのときの言葉を私は覚えているのですけれども、私は私の言ったことを子供がそれに従わないということが我慢できないのですと言ったのです。

これは一部かもしれませんが、そういう気持ちがあると、そういう中に子供たちの意見が聞けるような仕組みをつくっていくことは、今はできなくても、一つの方向性としてあるのではないか。

ましてや千代田区というのは、児童生徒数が少ないので、そういうモデルとして、かつ先ほど内藤委員が言われたように、千代田区という国会もあるこういうところでモデルをつくることができたらと思います。児童生徒の数が5万人という市町村もあるわけですから、3,000人というのは、割合動きやすいと思いました。

たくさん御意見があると思いますが、今のことは議事録に載りますので、ぜひ出していただきたい。私たちは子供たちがいじめられても、我慢して言えない状況を真摯に何とかしたい。生徒同士のいじめというのは割合やりやすいのですが、先ほど言いましたように、教師によるいじめもあり得るということになった場合、もっと密室空間になるわけです。

そういうことを御理解いただいて、いじめでまとめたことは、内容的にけちをつけるわけではないのですが、実際にこれは氷山の一角であるということはぜひ認識していただきたい。これは内藤委員も言われたことだと思います。

時間が押していますので、今日はほかにも御報告がありますので、これで次の議題に移りたいと思います。

次の議題は、不登校についての出現率についてということで、これはどなたでしたか。お願いします。

山本指導課長

不登校につきましても、指導課長の山本から御説明させていただきます。

こちらは資料2にまとめさせていただいたとおりとなっておりますけれども、上から小学校のグラフ、中学校、中等教育学校のグラフが真ん中、千代田区としての小学校、中学校・中等教育学校ベースのグラフが一番下となっております。

いずれも平成28年度からグラフ化しております。

なお、令和3年度につきましては、こちら速報値ということになります。

また、東京都の出現率につきましては、まだ発表されていないので、その部分については、記載がないということを御了承ください。

一番上、小学校の不登校出現率になります。こちらは令和元年度が一番多く、そこから減少傾向にあるところが見てとれると思います。

一方、東京都はやや上昇傾向というような形になっております。

中学校・中等教育学校につきましては、令和2年度が一番高く、今年度につきましては、令和2年度から比較すると下がっているような傾向にございます。

一番下、これは不登校の児童生徒の人数ですけれども、中学校・中等教育学校では62名、小学校では43名が本年度末のところで不登校というような人数となっております。

説明は以上です。

榑原委員長

ありがとうございました。

御質問はございますか。

不登校については、考え方がかなり変わっていて、特に医療、心理のところで変わってきていると思います。昔、不登校というのは、学校に通えなくなった。要するに不適應になった子供という、表面的に言えばそういうことなのですが、今、そうではなくて、不登校のかなりの部分は、子供の学校での様々な体験の中で、それに対して、ある意味で正常な心理的反応をすることによって不登校になったということです。

私は発達障害が専門ですけれども、不登校になると、発達障害がないかどうか、私のところに来ますが、私が見ている場合、ほとんどと言っていいと思いますが、発達障害はありません。実際にそこで体験したことがつらいために、当然の心理的反応で行けなくなったということなので、これはそういうことがモニターされています。日本の小学校、中学校、高校における非常にストレスが多い状況が不登校ということで、むしろ当然の反応として不登校になっているという見方がいいのではないかと思います。

不登校が減るということはどういうことかということで、減らすのではなくて、不登

校にならなくても、正常な反応であっても、学校に行けるような環境をつくることに尽きると思うのです。不登校の子供たちというのは、ですから、普通の心理的反応をして、行けなくなった子は、私を見ているお子さんでは大部分なのです。その辺はぜひ理解していただきたいと思います。

ほかの委員の方、もし追加があれば、どうぞ。

渡辺副委員長

不登校の出現率というのは、令和1年、令和2年、令和3年で、例えば小学校の場合ですが、全体の生徒数自体はあまり変わっていないのか、それとも、生徒数自体は減少しているというような感じなのでしょうか。また、保健室登校とか、適応指導教室などに通っていれば、不登校に入れずに、登校しているとみなされているのでしょうか。このデータはどういう人たちのデータなのかということを教えていただけたらと思います。

山本指導課長

まず区の全体の児童生徒数としては、若干の上昇傾向にあるというところにはなりません。その中で、今のお話にありました小学校に関しては、不登校の出現率は下がっているというところになります。

不登校の定義といたしましては、欠席が30日を超えた時点というところでカウントをしております。

なお、保健室登校などは出席、また、適応指導教室についても出席となっておりますので、この人数には入っておりません。

渡辺副委員長

入っていないのですね。

榊原委員長

よろしいでしょうか。

報告（４）事例について 非公開

榊原委員長

ありがとうございました。

時間も押しておりますので、これで一応おしまいにしたいと思いますが、事務局から連絡事項はございますか。

小川課長

最初のときに申し上げましたが、委員の任期が一旦5月9日までとなっております。

委員の継続につきましては、メールで確認させていただきます。

新しい委員会が開催されるときに、もし重大事態が発生した場合には、本会議を開催するということになります。

事務局からは以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

榊原委員長

どうもありがとうございました。

——了——

